

錦江町立池田小学校 閉校記念事業実行委員会規約

(令和6年3月作成)

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務局)

本会は、「錦江町立池田小学校閉校記念事業実行委員会」と称し、事務局を錦江町立池田小学校内(錦江町城元5324番地)に置く。

第2条 (組織)

本会は、池田小学校PTA会員及び池田小学校区民の代表、池田小学校区民有志で組織する。

第3条 (目的)

本会は、令和7年3月31日をもって閉校する錦江町立池田小学校の閉校記念事業に関する業務を遂行することを目的とする。

第2章 役 員

第4条 (役員)

本会に次の役員を置く。任期は全ての記念事業が終了するまでとする。

- ①実行委員長1名 ②実行副委員長2名 ③書記2名 ④庶務2名 ⑤会計2名
⑥各専門部長3名 ⑦顧問・相談役 名 ⑧監事2名 ⑨実行委員若干名

第5条 (役員を選出)

- (1) 役員は、実行委員の中から互選とする。
- (2) 各専門部長は、委員長が委嘱し、実行委員会において承認を得る。

第6条 (役員の仕事)

本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を整理し、総会、実行委員会を招集する。
- (2) 実行副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本実行委員会の議事を記録する。
- (4) 庶務は、書類作成や整理等を行う。
- (5) 会計は、本実行委員会全体の会計を統括する。
- (6) 各専門部長は、専門部を代表し、専門部を主宰し、専門部会を招集する。
- (7) 顧問・相談役は、本実行委員会の全ての会議に出席し、意見を述べることができる。
- (8) 実行委員は、本会の運営に意見を述べ、運営に協力するものとする。

第7条 (役員等の任期)

本会の役員の仕事の任期は、本会の全ての記念事業が遂行されるまでとする。

第3章 組 織

第8条 (機関)

本会に、次の機関を置く。

- ①実行委員会 ②推進委員会 ③専門部会 ④事務局

第9条 (実行委員会)

- (1) 実行委員会は、役員をもって構成し、実行委員長が招集する。
- (2) 実行委員会は、議決機関であって、3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席者の過半数をもって成立する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- (3) 実行委員会は、実行委員会に提示する諸議案並びに事業執行状況を審査するとともに、緊急事項を審議決定する。
- (4) 実行委員会の議長は、実行委員長が務める。

第10条（推進委員会）

- （1） 推進委員会は、実行委員長、実行副委員長、事務局、顧問・相談役、専門部長、専門部副部長をもって構成し、実行委員長が招集する。
- （2） 推進委員会は、諸議案並びに事業推進、事業執行等に関する事項について話し合い、執行状況を把握、確認する。
- （3） 推進委員会の議長は、実行委員長が務める。

第11条（専門部会）

- （1） 本会に、次の専門部を置く。
①総務・式典部会 ②記念誌・記念行事部会 ③記念碑部会
- （2） 専門部会は、池田小学校PTA会員及び池田地区民有志で構成し、構成員の協議によって、本会事業を推進し、専門部活動を行う。

第12条（事務局）

事務局は、実行委員長、実行副委員長、書記、庶務、会計、顧問・相談役で構成し、委員会全体の連絡調整にあたる。

第13条（経費、会計）

- （1） 本会の事業に関する経費は、町補助金、賛助会費、寄付金等をもって、これにあてる。
- （2） 本会の事業予算は、実行委員会の審議を経て決定する。
- （3） 本会の会計は、令和6年2月26日に始まり、本会の目的が全て遂行されるまでとする。
- （4） 本会の最終決算は、事業の終了を得て、実行委員会に報告し、承認を得なければならない。
- （5） 本会の賛助会費、寄付金等の残金については、（仮称）「池田地区公民館学校跡地利用活用費」にあてる。
- （6） 残金会計は、池田地区公民館会計が引き継ぐ。

付 則

本規約は、令和6年2月26日より、実施する。